



PRODUCED BY RECRUIT

お問い合わせの際は
「SUUMO(スーモ)を見て」とお伝えください。



中央5（中野駅）7480万円・7980万円



現地



現地

価格	7480万円・7980万円	建ぺい率・容積率	建ぺい率：60%、容積率：160%
販売区画数	2区画	総区画数	2区画
土地面積	60.19m ² ・60.31m ²	私道負担・道路	道路幅：4m、アスファルト舗装
土地状況	更地	造成完了時期	-
住所	東京都中野区中央5	交通	J R中央線「中野」歩12分 東京メトロ丸ノ内線「東高円寺」歩8分 東京メトロ丸ノ内線「新中野」歩10分
取引態様	<仲介>	情報提供日	2026年1月18日
次回更新予定日	2026年1月26日	取引条件有効期限	2026年1月31日
販売スケジュール	-		
お問い合わせ先	(株)HOUSIS TEL : 03-5774-0080 免許番号：東京都知事（2）第102159号 取引態様：<仲介> 営業時間：10:00～19:00 / 定休日：水曜日 「SUUMO(スーモ)を見た」と問い合わせください。		

お問い合わせの際は「SUUMO(スーモ)を見て」とお伝えください。

※価格は物件の代金総額を表示しており、消費税が課税される場合は税込み価格です。（1000円未満は切り上げ。）

※写真に写っている、またはパース（絵）や間取り図に描かれている家具や車などは、特にコメントがない場合、販売価格に含まれません。

※敷地権利が定期借地権のものは価格に権利金を含みます。

※建築条件付き土地価格には、建物価格は含まれません。

※物件情報は、原則として情報提供日の2日前に最終確認した情報です。

※完成予想図はいずれも外構、植栽、外観等実際のものとは多少異なることがあります。

※モデルルーム・モデルハウス・展示場・ショールームの画像の場合、今回販売の物件と異なる場合があります。

※CG合成の画像の場合、実際とは多少異なる場合があります。

※物件特徴：販売戸数が複数の物件は、全ての住戸に該当しない項目もあります。

※完成後1年以上を経過した未入居物件が掲載される場合があります。ご了承ください。

※新着：物件情報が「SUUMO」に掲載された日から1週間表示されます。

※価格更新：物件価格が変更された日から1週間表示されます。

※販売予定物件はすべて、販売開始するまで契約または予約の申込みはできません。

※購入の前には物件内容や契約条件についてご自身で十分な確認をしていただくようお願いいたします。

※建築条件土地の情報内に掲載されている、建物プラン例は、土地購入者の設計プランの参考の一例であって、プランの採用可否は任意です。

※土地（建築条件なし）で「建物プラン例」が表記してある時、そのプラン例は特定の建築請負会社によるもので、当該建築請負会社以外で建てた場合、同様のものが同価格で建てられるとは限りません。また建築請負会社を特定するものではありません。

※建築条件付き土地とは、土地の売買契約と建物の建築請負契約を一体にした取引方法で、土地の売買契約が先行しますが、その土地上に建てる建物の建築請負契約が成立しなければ、土地の売買契約は解除されるというものです。建築請負契約成立に向けて設計プランを協議するため、土地購入者が自己の希望する建物の設計協議をするために必要な相当の期間の交渉期間が設定され、その期間内で希望を満たすプランが実現できたかどうかにより結論を出します。なお、この期間は概ね3ヶ月程度とされています。納得のいくプランが出来ない場合は、やむを得ず期間満了前に解約することも可能。その際、支払い済みの手付金は全て返却されます。

※建築条件付き土地とは、その土地に建築する建物の建築請負契約が、一定期間内に成立することを条件として売買される土地のことをいいます。建築請負契約成立に向けて設計プランを協議するため、土地購入者が自己の希望する建物の設計協議をするために必要な相当の期間の交渉期間が設定され、その期間内で希望を満たすプランが実現できたかどうかにより結論を出します。なお、この期間は概ね3ヶ月程度とされています。納得のいくプランが出来ず、建築請負契約が成立しない場合、土地売買契約は白紙に戻り、土地契約にかかった代金（土地代金、手付金など）は名目のいかに関わらず、全て返却されます。

※課税対象物件の「価格」や「費用等」は消費税込みの「総額表示」で統一しています。

※「本体価格」とは、課税対象物件においては「消費税を除いた建物価格」と「土地価格」の合計額を指します。

※課税対象物件は消費税込みの総額表示のため、不動産広告の販売価格には本体価格の金額は表示されておられません。

※不動産売買の媒介（仲介）・代理の際に不動産会社が受領できる報酬額には各々上限が定められています。

※売買物件の仲介手数料の法定上限額は「本体価格」を基準に算出します。

※物件本体価格ごとの仲介手数料の法定上限額は、以下の簡易計算で求めることが可能です。（購入する場合）

「本体価格」200万円以下の物件：本体価格の5%

「本体価格」200万円を超え400万円以下の物件：本体価格の4%+2万円

「本体価格」400万円超の物件：本体価格の3%+6万円

※媒介（仲介）業者が課税事業者の場合は、上記金額に消費税を加えた額が実際に支払う仲介手数料の法定上限額となります。

例：本体価格400万円超の物件の消費税込みの仲介手数料の法定上限額は「本体価格の3.3%+6.6万円」

※売主・買主双方の代理を行う場合、代理手数料の法定上限額は仲介手数料の法定上限額の2倍まで、なお、売主・買主の一方のみからの受領となります。